

## 三宅村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 2,722	千円 3,675,238	千円 149,640	千円 590,059	% 16.1	% 12.7

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 87	千円 261,658	千円 35,604	千円 93,720	千円 390,982	千円 4,494	千円 5,330

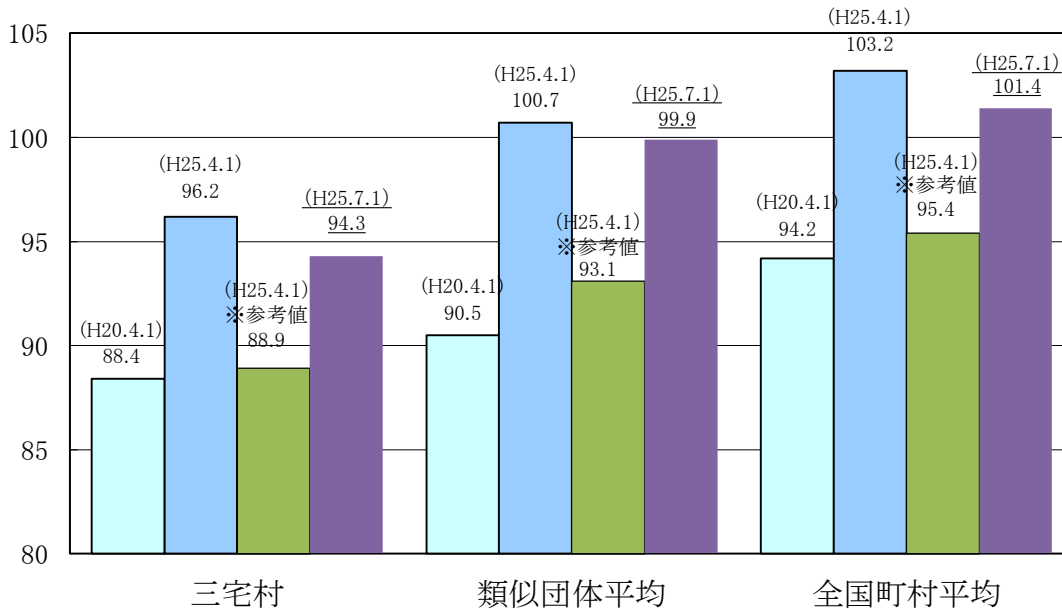
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
既に給与水準抑制済	
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) H25.4.1 ラスパイレス指数：96.2	
(手当) 管理職手当10%減(H25.10.1～H26.3.31)	

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	39.4 歳	267,018 円	311,114 円	285,425 円
東京都	41.9 歳	329,002 円	458,619 円	406,474 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	303,724 円	344,876 円	330,486 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		三宅村	東京都	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	142,700 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	- 円
	中学卒	137,200 円	- 円	- 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

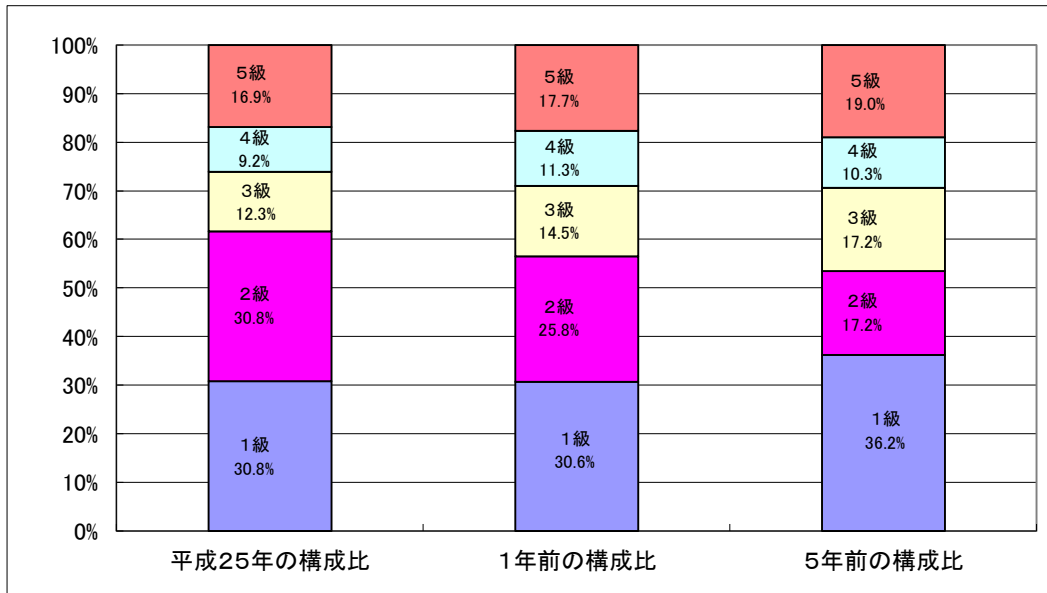
区 分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～27年
一般行政職	大学卒	233,150 円	291,733 円	305,466 円
	高校卒	221,887 円	272,300 円	308,938 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長	11人	16.9%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐	6人	9.2%	261,900円	388,300円
3級	係長	8人	12.3%	222,900円	354,700円
2級	主任	20人	30.8%	185,800円	307,800円
1級	主事	20人	30.8%	135,600円	243,700円

- (注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1.勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年9月1日を評定日として職員に対して勤務成績の評定を実施。</p>
<p>2.昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>昇給対象者への勤務成績の反映を実施しています。</p>

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,054 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,617 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( - )月分 ( - )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。  
現在のところ成績率には差を設けず、一律に支給しています。

##### (2) 退職手当(25年4月1日現在)

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.00 月分	30.16 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.16 月分	39.50 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	48.16 月分	54.46 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	54.46 月分	54.46 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%加算			・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 6,657 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(25年4月1日現在)

三宅村は対象地域がないため支給なし。

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	1,833 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	101,833 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	13.7 %
手当の種類(手当数)	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病が発生、または発生の恐れのある場合の防疫作業に従事したとき	日額500円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業に従事したとき	日額 病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間において行われる看護師の業務	日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事したとき	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	18,391 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	211 千円
支給実績（23年度決算）	19,092 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	219 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円  15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		8,574 千円	214,351 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		2,449 千円	174,914 円
通勤手当	通勤のため自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 ・交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて 3,000円～12,000円	異	2～10kmの区分	5,965 千円	84,011 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長級 基本給×15%	異	支給対象者、支給割合が異なる	8,708 千円	669,850 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,200円	同		1,847 千円	35,522 円

## 6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	710,000 円 ( ) 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 230,400 円	
	副 村 長	630,000 円 ( ) 円 )	705,000 円/ 385,000 円	
報 酬	議 長	250,000 円 ( ) 円 )	395,000 円/ 140,000 円	
	副 議 長	200,000 円 ( ) 円 )	310,000 円/ 115,000 円	
	議 員	180,000 円 ( ) 円 )	290,000 円/ 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(22年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 710,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 11,360,000	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	630,000円×在職年数×3.0	7,560,000	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

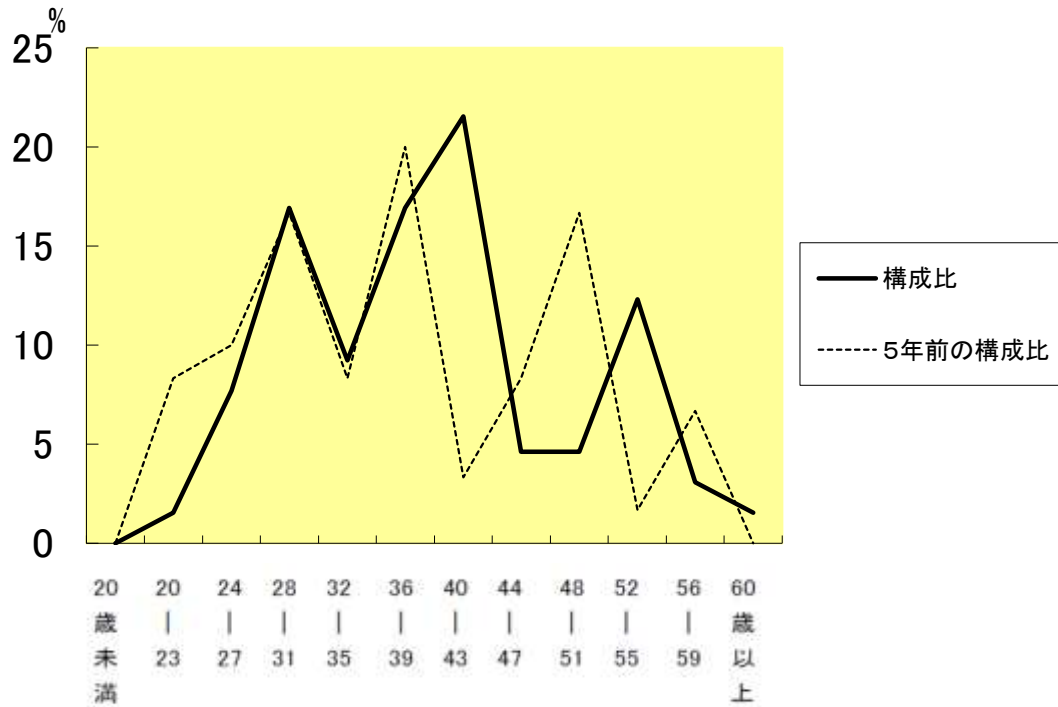
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	退職に伴う減 採用、配属に伴う増
		総務	27	27	0	
		税務	5	5	0	
		民生	14	12	-2	
		衛生	2	4	2	
		農水	4	4	0	
		商工	4	4	0	
土木		8	7	-1		
計	66	65	-1	退職に伴う減		
	教育部門	6	7	1	配属に伴う増	
	消防部門	15	13	-2	退職に伴う減	
	小 計	87	85	-2		
公 営 企 業 業 計 等 部 門	水道	2	2	0		
	診療所	15	14	-1		
	交通	15	14	-1		
	その他	2	2	0		
	小 計	34	32	-2		
合 計		121	117	-4		
		[127]	[127]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	11人	6人	11人	14人	3人	3人	8人	2人	1人	65人

(3)職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数
一般行政	60	66	70	70	66	65	5
教育	5	5	6	7	6	7	2
消防	14	13	14	13	15	13	-1
普通会計計	79	84	90	90	87	85	6
公営企業等会計計	36	39	40	34	34	32	-4
総合計	115	123	130	124	121	117	2

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。